



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 27 日(金)
号外第 1 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県文書の管理に関する規程等の一部を改正する訓令（16）（政策法務課）・・・・・・・・ 2

訓 令

鳥取県訓令第16号

鳥取県文書の管理に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程等の一部を改正する訓令

(鳥取県文書の管理に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第2項に規定する本庁(総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部全国植樹祭課、<u>農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場</u>(以下「特定機関」という。)を除く。)及び鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第15条第1項の規定により設置された会計管理者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則<u>第2条第3項</u>に規定する地方機関(総合事務所にあっては鳥取県行政組織規則第22条各項の表の左欄に掲げる局(以下「局」という。)<u>と</u>、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。)及び特定機関をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第2項に規定する本庁(総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部全国植樹祭課<u>及び農林水産部農林総合研究所</u>(以下「特定機関」という。))を除く。)及び鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第15条第1項の規定により設置された会計管理者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則<u>第2条第4項</u>に規定する地方機関(総合事務所にあっては鳥取県行政組織規則第22条各項の表の左欄に掲げる局(以下「局」という。)<u>とし</u>、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。)及び特定機関(<u>農林水産部農林総合研究所にあっては、企画総務課及び各試験場とする。以下同じ。)</u>をいう。</p>

<p>(4)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>(施行情報の確認)</p> <p>第24条 起案した職員は、鳥取県公印規程第9条の規定により押印しない場合を除き、第22条第1項の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその者が属する所属の文書管理主任（<u>政策法務課長が管守する公印を押印した施行文書（納入通知書及び返納通知書を除く。）</u>）<u>にあつては、政策法務課の職員</u>）に提示しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(4)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>(施行情報の確認)</p> <p>第24条 起案した職員は、鳥取県公印規程第9条の規定により押印しない場合を除き、第22条第1項の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその者が属する所属の文書管理主任（<u>次の各号に掲げる施行文書にあつては、当該各号に定める者</u>）に提示しなければならない。</p> <p>(1) <u>政策法務課長が管守する公印を押印した施行文書（納入通知書及び返納通知書を除く。）</u> <u>政策法務課の職員</u></p> <p>(2) <u>総合事務所長が管守する公印を押印した施行文書</u> <u>総合事務所長があらかじめ指名する局の文書管理主任</u></p> <p>2・3 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県職員服務規程の一部改正)

第2条 鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 <u>組織規則第2条第3項</u>に規定する地方機関をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 <u>組織規則第2条第4項</u>に規定する地方機関をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(鳥取県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p>第4章 雑則（<u>第31条—第33条</u>）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> <u>第3節 職員健康管理審査会（第31条—第34条）</u></p> <p>第4章 雑則（<u>第35条・第36条</u>）</p> <p>附則</p>

(定義)
 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 地方機関 組織規則第2条第3項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。

略

(4)・(5) 略

(健康管理区分の決定)
 第25条 総務部長は、健康診断及び面接指導の結果を鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県職員一般疾患健康管理審査会又は鳥取県職員精神疾患健康管理審査会（以下単に「審査会」という。）の審査に付し、その結果に基づいて、職員に適用する健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断又は面接指導の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。

2 略

(健康管理区分の変更)
 第26条 総務部長は、職員から次条第1項の規定による申請があつたとき、所属長から第28条第1項の規定による報告があつたとき、その他職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 略

(経過の報告)
 第30条 略

2・3 略

4 総務部長は、第1項の規定による傷病の経過の報告を受けたときは、審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更するものとする。

5 略

(定義)
 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。

略

(4)・(5) 略

(健康管理区分の決定)
 第25条 総務部長は、健康診断及び面接指導の結果を第31条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、職員に適用する健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断又は面接指導の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。

2 略

(健康管理区分の変更)
 第26条 総務部長は、職員から次条第1項の規定による申請があつたとき、所属長から第28条第1項の規定による報告があつたとき、その他職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第31条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 略

(経過の報告)
 第30条 略

2・3 略

4 総務部長は、第1項の規定による傷病の経過の報告を受けたときは、次条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更するものとする。

5 略

<p>(定義) 第2条 略 2 この訓令において、「課長」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 略 (2) 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関又はその内部組織の長であって、前号に掲げる者に相当するもの</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この訓令において、「課長」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 略 (2) 鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関又はその内部組織の長であって、前号に掲げる者に相当するもの</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部改正)

第5条 鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあつては局と、農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。 (4)・(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理者（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。）の長（総合事務所にあつては局長と、農林事務所にあつては東部農林事務所長及び東部農林事務所八頭事務所長とする。）をいう。 (4)・(5) 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年12月27日から施行する。